

**令和5年度第3回茅ヶ崎市文化財保護審議会
下寺尾官衙遺跡群等保存・活用部会 会議録**

議題	議題1 審議案件 (1) 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について 議題2 報告案件 (1) 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡確認調査について (2) 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡追加指定について (3) 令和5年度下寺尾遺跡群に係る活用事業について
日時	令和5年12月23日(土) 13時30分から17時00分まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	(出席委員) 近藤会長、五味委員、田尾委員、荒井委員、箱崎委員 (オブザーバー) 茅ヶ崎市教育委員会社会教育課：大村会計年度任用職員 (事務局) 社会教育課：伊勢田課長、三戸副主査、加藤副主査、金馬主事、 齋藤主事、風間主事
会議資料	議題1 審議案件 (1) 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について【資料1】 議題2 報告案件 (1) 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡確認調査について【資料2】 (2) 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡追加指定について【資料3】
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

会議録

- (伊勢田社会教育課長)
 - ・開会のあいさつ
 - ・出欠委員の確認 (過半数の成立)
 - ・傍聴者の確認 (傍聴者なし)
- (事務局)
 - ・会議資料の確認

【議題1 審議案件 (1) 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について】

○（事務局）

資料を簡単に説明した後、内容について御議論いただきたいと思っています。

資料1に章立て案を参考につけています。全体の構成としては、表紙を含めて1章から13章までと、附編が1つ、2つ付く構成です。1から13章までについては、史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画の中心部分となり、附編1で史跡下寺尾官衙遺跡群との整合性の内容、附編2で法令及び資料についての検討を考えています。今回は、4から8章までと12、13章を中心に見ていただきたいと思っています。各章で特に御意見いただきたい点を事務局で整理しましたので説明します。

まず、「全体として」、下寺尾官衙遺跡群の保存活用計画との整合性ですが、基本的には今回の保存活用計画について、下寺尾西方遺跡の内容を中心に載せつつ、附編でその整合性をとっていくというスタイルを前回説明しました。一方で、下寺尾官衙遺跡群と決して切り離せないもので、その扱い方について悩んでいるところです。特に実務に関わる部分、例えば、地区区分、西方遺跡の部分と、官衙遺跡群の地区区分や現状変更の取り扱い等、実務上影響がある部分につきましては、例えば、本編の方に内容を入れ込んだ方がよいのか、それとも附編で改めて整理した方がよいのか、そのような全体的な方向性を整理したいと思っています。

次に、「4章 下寺尾西方遺跡の本質的価値」です。細かい部分になりますが、『月間文化財』の方で指定説明があります。4章に改めて文章を入れた方がよいのか。第2章で記載予定なので繰り返し入れる必要があるのか。また、4章の「本質的価値の構成要素」に過不足がないか。「史跡保護のあゆみ」「景観」等、無形のものや概念的なものはきりがなく、評価が難しいのではないかという御意見をいただいたところですので、どのような形で入れ込むのがよいのか。このような観点で見ていただきたいと思っています。

三つ目、「5章 現状と課題」については、目標の裏返しでもあり、課題をもとに対応策、7章から11章までが述べられ、それをもとに13章で経過観察をするという流れにしています。その点で、目標値が高すぎたり細かい点まで考慮したりすると、実施が難しい計画になるのではないかという御意見もいただいています。そういう観点でブラッシュアップが必要ではないかということで、その辺について御意見をいただきたいと思っています。

四つめ、「6章 大綱・基本方針」です。大綱の内容を見ていただきますと、やや保存の内容に特化している記載になっているという御指摘もいただいています。例えば、書き方が難しいのですが、活用とか整備に配慮した記載が必要かどうか、そのような入れ込み方についても御意見をいただきたいと思っています。

五つ目、「7章 保存・管理」については具体的な保存管理の内容になっています。全体の部分と重複しますが、下寺尾官衙遺跡群保存活用計画を踏まえた、地区区分や発見状況変更の取り扱いを、この章でしっかり入れ込んだ方がよいのか、そのようなことを中心に御議論いただきたいと思っています。

六つ目、「8章 調査・研究」についても、下寺尾官衙遺跡群とは切り離せないところになります。その辺の取り扱いについて細かく記載する必要があるか、ということです。その他、内容に過不足あるか、自由に御意見いただきたいと思っています。

七つ目、「12章 施策の実施期間」です。「保存・管理、調査・研究のみ」としてはありますが、大きくは、計画期間が適切かどうかということです。ここでは「短期5年、中期5年、長期はそれ以降」と記載しましたが、全体的なものを踏まえて、どのように考えるのがよいのか、改めて御意見いただきたいと思っています。

八つ目「13章 経過観察」の部分で、「経過観察」という言葉が適切か、「自己点検」とか「進捗管理」とか、そのような言葉でもよいのではないかと、という御意見もいただいています。それから、「経過観察に過不足があるか」「細かすぎるのでは」とか「この部分はもう少し早くした方がよいのでは」とか、そのような御意見をいただきたいと思っています。

議論としましては、全体から順に御意見をいただきたいです。説明は以上になります。

○（近藤会長）

基本的に挙げられた項目が多いので、まず「事務局内ではこういう議論になった」と根幹になるところを事務局で提示していただき、項目を減らして説明いただきたいと思います。この機会に議論して、委員の意見を求めたいということですが、説明していただけますか。

○（事務局）

下寺尾官衙遺跡群との整合性といいますか、西方遺跡と官衙遺跡群の内容のすみ分けについて御意見をいただきたいと思っています。基本的には、整合性については附編で整理し、その内容を踏まえることにはなりますが、ここに書いてある地区区分とか現状変更の取り扱いとか、保存活用計画策定時に実務上混乱しないようにとか、市民の方が見たときに混乱するのではないとかいった御意見もありました。必要なところについては、官衙遺跡群の内容を入れ込む方がよいのか、それとも附編として整理すればよいのか、その辺を御意見いただきたいと思っています。

○（近藤会長）

具体的なページ、場所はどこですか。

○（事務局）

7章の1ページ以降に、「保存管理の方法」「地区区分の設定」ということで、「保存地区」「保存を目指す地区」「必要に応じて確認調査を行う地区」としています。資料として提示していませんがこのような区分を設けて、それに対して現状変更あるいは対応について記載しています。西方と官衙遺跡群では重なる部分もありますが、重ならないところもありますので、例えば、この二つを統合したような地図を出すとか、「西方と官衙遺跡群の範囲がそれぞれあって、ここで提示するのは第3案です」というような整理をした方がよいのか、そのように考えています。

○（近藤会長）

一歩先に進んで、事務局としては、どのようにお考えですか。

○（事務局）

本編では西方遺跡をまとめて、附編で整合性をとることとしています。原則は、西方遺跡の部分は西方遺跡、附編で官衙遺跡群を踏まえたものを提示するといった、他に分けるようなことを考えています。

○（宮瀧委員）

市民の皆さんに分かりやすい遺跡の名称でやらないと、どちらのことなのか我々でも危ういところがあります。例えば、「下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡」等、一緒に呼ぶ読み方、両方併記はできませんか。併記して名前出しておけば、前半は官衙を、後半は環濠集落を記載することができると思います。別々の名前前で呼んで分かりやすくなるのでしょうか。

○（田尾委員）

今回の計画は、以前作った「下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」に対する「弥生時代の西方だけの文化庁に出す保存活用計画」なので、併記すると文化庁から何か言われるのではないのでしょうか。

○（五味委員）

一緒にしてしまうと分かりにくいので、分けた方がむしろ分かりやすいではありませんか。

○（宮瀧委員）

併記していれば2つあることが一目で分かります。それぞれにあると、「計画は2つあるのですか」と、なりませんか。

○（五味委員）

本来は別物ですから。基本的には西方を記載して、重複する部分は「附編を見てください」としっかり書いておけばよろしいかと思います。一緒に書いておくと、かえって分かりにくいと思います。

○（事務局）

ありがとうございます。

○（宮瀧委員）

この議論ですが、私も別に一緒にする必要はないと思います。名称を提示する時に似たようなものを別々に出すのは、今後混乱を生むのではないかと思っただけなので。

○（箱崎委員）

私も、そこはどのようにするのがよいのか、と思っています。かつて作った計画はそれで尊重しないといけません。今回の計画は、西方から見たものを明示すること、そこが主目的でよいと思います。

以前、計画と整合性を見なければならぬので附編に示していく方向性とする、附編のボリュームが大きくなってしまふという問題がありますが、それもありがたも思います。

例えば、下寺尾官衙遺跡群と西方遺跡の2つを作って合冊とし、それを抜刷したような冊子、もう1冊あれば、宮瀧委員がおっしゃったような懸念も払拭されるのではないのでしょうか。附編として付けるのではなく、別にする。

いずれにしても、考え方の方向性としては西方遺跡をまず作成する。

○（宮瀧委員）

私が言ったのは、むしろ活用の段階で分かりやすさを持っていくとよいということです。作業自体は全く異論ありません。

○（箱崎委員）

二つの遺跡を同時に考えなければいけないので、最小公倍数的な話になってしまいます。宮瀧委員がおっしゃったように、一緒にしたものを考えておくのは必要かもしれません。

○（宮瀧委員）

どちらも頭に下寺尾がついて、一つは官衙でひとつは西方。両方の遺跡をパッとイメージできる人はそう多くないと思います。今日の議論については全く異論ありません。

○（近藤会長）

配慮をしながら、先を見据えて作ることでしょうか。

○（岡本委員）

作る段階でうまくやるのは手ですね。

○（オブザーバー）

私が携わっていた時のお話しをすると、西方の保存活用計画について、当初は「合わせた形でやっていきたい」ということでした。その後、文化庁に持って行った段階で「それぞれ独立させるべきではないか」という指示を受け、2回やり取りした後、もう1回構成を作り直したと記憶しています。

「西方は西方できちっと1冊の保存活用計画を作りなさい」という当時の文化庁の考え方ですが、その中の考え方の一つに、事務局から説明された地区区分のことがあります。弥生の西方遺跡を守るは、将来のエリアだとか展望があるということを提示していたと思います。

それとは別に、遺跡群をどう守るかというのは、両方に触れたような形で、冊子なり、附編を拡大するなりして使いやすいうようにすべきだと思います。

そのような中で、作業的には西方の議論をまず行うということでしょうが、その議論の中で「古代はそうではない」という話が文頭に入ってしまうのでそこは整理し、「早急に下寺尾遺跡群の保存整備という形を早急に作るべきだ」と、ここでは目標として書き、並行して動きます。

これは先ほど箱崎委員がおっしゃった、「合冊したような内容」、特に「遺跡の取り扱いの部分」ではないかと思います。

この場合に一つ懸念されるのが、「文化庁はそれでよいのか」ということです。「補助金をもらっていないから好きに作ればよい」ということであれば、理論武装して再度文化庁に行けばよいと思います。

○（事務局）

方針としては別々で作りながら附編では整合性について整理をして、両方お見せする中で、整合性の部分につきましてはホームページにフィードバックできることもあるかと思っています。しっかり個別に内容を作りながら、全体を作り上げていきたいと思っています。

○（田尾委員）

最初のプリントのところに書いてありますが、どうしても触れなければいけないところも出てく

ると思います。それについては「附編のどこどこ参照」まで細かく書いて、すぐ参照できる形にすればよいと思います。

あと、皆様がおっしゃったように、西方の保存活用計画を作りますが、一般市民の人たちにとってこれを見るのは大変です。両方の整合性等を示したダイジェスト版を分かりやすく作った方が市民周知にはよいと思います。この辺で誤解を生まないような形にすればよいとも思います。

○（近藤会長）

年度内に方向を示すことができるようにしてください。

○（事務局）

分かりました。

○（田尾委員）

「1章 計画策定の背景と目的」、ここでいきなり西方遺跡の弥生中期の話から入っていますが、例えば、既に官衙遺跡群が指定されているという経緯は入らないのですか。

○（事務局）

1章の（1）の一番下の段落に入れています。

○（田尾委員）

このところについては、読み方を簡単に説明すればよいと思います。

○（事務局）

下寺尾官衙遺跡群の指定があり、それを踏まえて西方が指定されたという経過があります。その辺を簡潔に分かりやすく最初を書くのはよいかと思いますので、文書の内容と構成を少し変更したいと思います。

○（近藤会長）

次をお願いします。

○（事務局）

具体的な話になりますが4章を説明します。4章の6ページを御覧ください。「ウ 今後新たに加わる価値に基づく構成要素」の表10に、①と②にそれぞれ踏まえた構成要素を記載しましたが、例えば「史跡の保護の歩み」「景観」とか、無形であったり概念的であったり、そういうものは入れようと思えばたくさん入れることができ、逆に評価が難しくなってしまう部分もあります。事務局としては、下寺尾西方遺跡にとって、その景観とか史跡保護の歩みというのは、重要なファクター、項目であると考えているので、その辺の入れ方ないし評価について、「こうすればよいのではないか」といった御意見をいただきたいと思っています。

○（五味委員）

『月刊文化財』には文化財について、簡単に説明されています。それに基づいて説明されていれば、分かりやすいと思います。

○（事務局）

概要的な文化財の内容、指定史跡名の内容を簡潔に入れるような形で、本質的価値を書き直したいと思います。

○（オブザーバー）

古代の部分の、官衙遺跡群の、冊子が手元にありますが、45～48ページ、一般文化財、このイメージのことを書くのですか。

○（事務局）

基本的に『月刊文化財』に書かれた内容、指定説明については、ここに今提示していませんが、第3章にそのまま載せる予定です。

○（箱崎委員）

概要を述べる中で、『月刊文化財』の内容を入れるというのはどんな文脈で入れる予定ですか。

○（事務局）

第3章は下寺尾西方遺跡の概要について記す章としていますので、こちらで『月刊文化財』の内容、趣旨説明について記載しようかと思っています。

○（宮瀧委員）

十分ですよね。別に2度載せる必要はないと思います。

○（箱崎委員）

別立てで今ここに書かれているような、流れ的に、文化庁視察、史跡指定に向かって、史跡指定の理由等を、3章の中に入れていけば、付言としても、それからやっぱり抜粋していくくらいでいいと思います。

○（事務局）

承知いたしました。

○（事務局）

4章6ページの「表10 今後新たに加わる価値に基づく構成要素」の内容について、御意見をいただけたらと思います。

遺物・遺構とかではなく、「史跡保護の歩み」とか「景観」といった、無形的、概念的なものをあえて入れています。確かにそういうものは評価が難しかったり、捉えどころがなかったりすることもあるので、御意見をいただけたらと思います。

○（宮瀧委員）

3ページ目の「ウ 今後加わる新たな価値」とは、また違うのですね。

○（事務局）

4章の構成としては、最初に史跡の価値ということで、「ア 本質的価値」「イ 本質的価値に準ずる価値」「ウ 今後加わる新たな価値」を挙げています。それぞれに対して、「実際、具体的には何が当たるのか」ということで、それぞれの価値について構成要素、遺物遺構等を後段で列挙する構成にしています。

○（宮瀧委員）

3ページの「ウ 今後加わる新たな価値」の中で「社会情勢の変化によって既存要素が再評価」とありますが、この言い方は文化庁がしているのですか。具体的にはどういうことを想定していますか。

○（事務局）

これは事務局の方で作成しました。想定しているのは、例えば、旧相模川橋脚で説明しますと、こちらは当初、「国指定史跡」となっていたものですが、再評価されて「国指定天然記念物」に結びつきました。このことから、「もともと史跡としての価値を保存しつつも、社会情勢や考え方が変わる中で、再評価されて価値が高まっていくものもあるのではないか」と想定しています。

○（宮瀧委員）

「要素」という言葉は一般的なものですか。

○（事務局）

保存活用計画の中で、ロードマップのようなものがあります。その中では「構成要素」「要素」という使い方をしています。

○（箱崎委員）

気にしておられる、3ページの「②史跡の再評価によって生まれる新たな価値」について、これは未来のことで予測不可能な部分が多いのと、「社会が変わってきた」「再評価された」そのときに見直せばよいので、今は気づくところだけ考えておけばよいと思います。

史跡保護の歩みはとりあえず入れておくにしても、あまり深追いしない。また10年度に考え直すときに視野に入れておく程度にして。

ただ、景観については、4ページの本質的価値に基づく構成要素の「⑤景観の復元可能な遺跡」に関係すると入れざるを得ないと思います。その辺の区分けが分からなかったのも、本質的価値に関わってくるのであれば、うまく分けることでクリアできると思います。

○（事務局）

本質的価値の部分と整理をして区分けをしたいと思います。

○（五味委員）

「史跡保護の歩み」はそれほど必要ないとは思いますが、弥生時代に関して新しい研究が生まれてくると再確認する必要性が出てくるかもしれません。それをここに入れておくのと再確認の調査がしやすいし、面白いのではないのでしょうか。景観や地形の変化に基づく色々な状況について、簡単に記しておくのと何かあった時には調査がしやすいと思います。

○（近藤会長）

素朴な疑問ですが、5ページの表9中「廃棄土坑」はどういうものですか。

○（事務局）

近世で言いますと、宝永火山灰等が畑の一角に穴を掘られて埋められているようなものがあり、そのようなものを想定しています。

○（近藤会長）

適切な用語でしょうか。用語に注意してどのように直すのかは検討してみてください。

○（事務局）

全体的に見直したいと思います。

○（岡本委員）

「宝永火山灰」とはっきり書いてはいかがですか。

○（近藤会長）

もう少し直してください。

○（事務局）

分かりました。

続いて第5章です。現状と課題について書いている内容が、レベル感が大きいものもある一方で細かいものもあります。できるだけレベル感を揃えたいと考えていますが、まだブラッシュアップできていません。ここに記載しました「現状と課題」が次の「施策」「観察」の内容にも十分絡んできますので、例えば、現状の課題について記載内容のレベル感とか、少しこうふんわりした方がよいとか、逆に具体的に書いた方がよいとか、そういうところがあれば御意見をいただき、この後のブラッシュアップにつなげたいと思っています。

○（オブザーバー）

現状と課題を委員の皆様にご検討いただけるのであれば、項目をもう少し吟味した方がよいと思います。事務局から説明がありましたが、例えば、保存・管理の部分は保存・管理の部分として、指定地の状況などがあるのですが、例えば、管理のための状況の後、保存はどうかというような、項目に「保存」をいれて独立させると、もう少し整理できるのではないかと思います。その保存の中には「追加指定」があり、「現状変更」があるのでそれを並べていくということがあると思います。日常の部分となれば、4、5、6というのは、かなり具体的な項目としてはよいと思いますが、「状況」というのは、現状という言い方の中で何か抽象的、より課題が具体的過ぎて、これを出すのはどうか、というような書き方なので、まずは項目をきちっと整理された方がよいと思います。

これは、すべてに関わり、活用も項目は五つの項目に基づきます。その項目を出された根拠をもう少し示した方がよいです。そうすれば、自ずとそのあとに続く表現が同じになると思います。

○（事務局）

オブザーバーのおっしゃるとおりです。特に保存管理については、保存・管理と分かれている時点で、その内容で少し整理をした方がよいかと思いますが、少し項目について挙げさせていただいて議論をする時間を取りたいとも思います。また御説明します。

○（五味委員）

現状はよいとしても、課題のところですべて未実施とありますが、これでは「何もしていない」ということになります。課題ですから「こういうことには具体的に今後こうします、したい」という方向で書き、「何もしていない」ということは書かない方がよいと思います。書き方一つだけでも随分違います。

○（事務局）

書き方は工夫させていただきます。

課題の部分のこの裏返し、次の第7章以降の施策の部分と被るところがあり、書き方について悩んだところがあります。意識して差別化したところもありますので、少しでもその辺の整合性がとれるように見直したいと思います。

○（近藤委員）

まだ、活用部分が少し脆弱な部分があるので、皆さんとキャッチボールができない状況にあると思います。事務局としても地元の人に語りかけ「将来、こういうふうになりますよ」と見通しを持って発言しないといけません。そこが弱いと、こういう書き方にならざるを得ないと思います。そこをもう少し進めてください。

○（宮瀧委員）

後で伺おうと思っていたのですが、活用はどこに書いてあるのですか。

○（事務局）

はい。活用の内容については次回の議論です。

○（オブザーバー）

活用の現状と課題は5章の5ページにあります。事務局の説明だと、課題を出してその課題に対する取り組みを取りまとめた形になっていますが、これがすべてイコールの構成になっています。あまりそれにこだわると、何か自分の首を絞めるような気がするので、委員の皆様がおっしゃった書き方を工夫することと、絶対やりたいことを後で打ち出した方がよいと思います。反省はよいと思います。私も本当はこの責任があると思いますけれども、項目も含めて検討してください。

○（五味委員）

やはり計画ですから。

○（事務局）

少し整理させていただいて、一対一だと難しい部分もあるので工夫したいと思います。

○（田尾委員）

課題ばかりだから、駄目に見えてしまうと思います。例えば、課題について「何ができていて、これが足りない」といった書き方はいかがですか。

○（オブザーバー）

多分、現状と課題というのは、それを求めていると思います。保存活用計画の次に向かっていくときに「現状はこうで、課題まで分析したのかどうか」ということだと思いますが、委員の皆様方がおっしゃられたように、もう少し柔らかく言うてみてはいかがでしょうか。

○（宮瀧委員）

「課題」ではなく「今後の予定」とか、そういう言い方はいかがですか。

○（田尾委員）

このメニューは、文化庁のものですよね。

○（事務局）

そうです。

○（オブザーバー）

言葉の使い方は絶対ですか。

○（箱崎委員）

絶対ではないと思いますが、「なんで従わないのですか」ということになります。

○（オブザーバー）

それについては私も質問されましたが「こういう考えで言葉を変えました」と伝えれば大丈夫だと思います。

○（箱崎委員）

そちらの方が大変だと思います。

○（五味委員）

「方向性は示しています」と伝えればよいと思います

○（事務局）

はい。

○（箱崎委員）

目標の裏返しなのは現状でよいので、計画を作成している段階で課題を抽出していく作業は非常によかったと思いますし、それを表に出すのは別問題とも思います。これからやろうとしているのにできていないものを「未実施」と書いていると思いますが、仕方ないところがあるので、そこまで正直に書かなくてもよく、次のステップとしてちゃんとやっていくということを書けばよいとも思いました。

○（事務局）

ありがとうございます。

あとは第6章の大綱です。黒のトーン、白文字の部分について、本質的価値の内容を凝縮して入れ、保存に特化した記載とした部分もあります。これも抽象的ですが「こういう内容がよいのではないか」等、御意見をいただけると助かります。

なお、他の保存活用計画とかでは、どの保存活用計画にも使えるような言葉が並んでいることが多い中で、下寺尾西方遺跡のものについて、どうかオリジナリティを出したいと思い詰め込んでしまいました。御意見をいただけたらと思います。

○（箱崎委員）

半分ほど遺跡の説明になっているので、説明になっている部分を取り除いていくと最後の「守り伝える。」位しか残らないですね。

○（事務局）

そうですね。

○（五味委員）

その後に、「守り伝えるためにどうすべきか」ということについて、整備活用していくと書いておけばよいと思います。これは後の基本構想などで書いてありますが、少し付け加えるだけでも違うと思います。

○（箱崎委員）

活用方面とか後半部分ができていないので、そちらができてから最後に飾る形とする考え方はよいと思います。「活用をしていく」「それに基づいてどう整備していく」のかが定まらないと、大綱として決めがたいとも思います。

○（事務局）

全体が定まってきてまたフィードバックさせていただくような形をとりたいと思います。

○（近藤会長）

この部分だけ、ご意見いただけますか。あまりできていないところで議論していくのは難しいですね。これでいいですか。

○（箱崎委員）

官衙遺跡と共にとか、入れるのはどうですかね。

○（事務局）

ありがとうございます。

最後に、一つだけお聞かせいただけると助かります。第12章の施策の実施期間について、前回の議論と被るかもしれませんが、短期を5年、中期を5年、長期をそれ以降と整理しました。ですが、皆様の御意見の中には考え方が異なるようなものもありましたので、例えば「もう少し短くした方がよい」とか「計画期間は官衙遺跡群のものと年次を合わせた方がよいのでは」とか、そのような御意見をいただけると助かります。

その他、第7、8、13章につきましては気づいた点を教えていただけると助かります。

まずは、第12章の部分で御意見いただきたいと思います。

○（宮瀧委員）

下寺尾官衙遺跡群の事業計画の流れをみると、今年は平成35年のところだとすると、「設計・

工事（高座郡家・下寺尾廃寺）」と書いてあります。この間、私と田尾委員、事務局は御存じかと思いますが、市民の皆さんから小出地区の施設館に呼ばれてお話しもしました。また、私は近藤会長の後を継いで教育委員会の外部評価委員を務めて「教育基本計画」にも書いていますが、市民の皆さんにタイムスケジュールが伝わっていないから、「何年度頃には公園になる」「そういう中で今年はまだ調査をしている」という立ち位置が市民の方に見えていないと思います。資料の第12章の計画期間に網がかかっていますが、こういうところが一番大事だと思います。

改めて言うまでもありませんが、下寺尾官衙遺跡群が平成14（2002）年に北陵高校で発掘されてから国指定史跡になるまで13年かかり、2年かけて保存活用計画を策定し、それから6年目、合わせて21年経過しています。

一方で、川崎市の橋樹官衙遺跡群は、平成18年に発掘し、今年度末3月に史跡公園整備が完成します。発掘から史跡公園整備完成まで17年でこぎつけている訳ですが、こちらは21年かかり、まだ具体的に史跡公園整備もゴールも見えません。

市民の皆さんからすると、21年前の平成14年に北陵高校で遺跡が見つかった時、60歳の方は、もう81歳です。土地の買収等、事務局は御存じかと思いますが、土地所有者はもう代替わりしていて、「駐車場にしておけばよかった」と息子さんから言われているといった話がいっぱいあります。当時39歳だった人が今60歳で定年を迎えるとか、当時北陵高校3年生だった18歳の人が39歳になっているとか、そういうサイクルになっています。

そういう中で、この12章の意味はものすごく重いと思います。下寺尾の方ができていない訳ですから。色々教育委員会がやっているのは分かりますが、土地所有者は「一体いつになったら公園になるのか」「最初の話と違うじゃないか」と思っています。

これは今日の議論は違うかもしれませんが、課長さん、具体的に年次計画にきちんと位置付けて実行していくのは教育委員会の使命です。我々も責任をもってこういうことをしている訳です。教育基本計画の報告書の中に、委員として何度も指摘していますし、課長さんたちの耳にも入っているとは思いますが、もうそろそろ真摯に受けとめていただき、せつかく12章を書くのだから下寺尾と合わせてはいかがですか。川崎はこの3月にもうゴールですよ。諸般の事情があることは分かりますが、これは重く受けとめなければいけないということを、まず申し上げてから議論に入りたいと思います。

○（岡本委員）

諸般の事情は、北陵高校が移転しないからですか。

○（五味委員）

川崎と比べても仕方がないと思います。諸般の事情があると思いますが、具体的に書く必要があると思います。短期、中期、長期は何年にするかは事務局側で可能な範囲で決めて、具体的にはこうしますということを書けばよいと思います。

やれる範囲内でやっていかないと他にも色々ありますので、最初からそんなに決める必要はないと思います。

○（箱崎委員）

北陵高校の移転が前提ですよ。ね。「移転しないときにはこうします」「移転したらこうします」といった場合分けが必要になると思います。決めても、この条件が変われば大きく変わる訳ですよ。ね。

○（宮瀧委員）

「移転しない」という設定が今まで公にはないと思います。「移転する」という前提ですと市も県と協議しているので、あえて書くのはリスクが大きいと思います。恐らく、地域の皆さんは何かをやっているのは知っているけど、いつのできるのかとか思っている現状がありますので、第12章の書き方は重大な問題だと皆さんには受け止めていただきたいです。

○（オブザーバー）

この部分に関しては、西方だけの弥生の整備だけを進めるという訳ではなく、遺跡群としてどう進めるのかという考えが絶対に必要だと思います。ですから、この施策の実施期間等をあまり打ち

出してしまうと、弥生だけに引っ張られるみたいな話になり、古代と弥生の整合性があるのかという話になってしまいます。

もし書くのであれば、「弥生の整備にはこういうことが必要で、こういうエリア、土地が買収できたらこの部分を進めていきます。」という形でプレゼンしていく必要があると思います。例えば、期間についても、どの位なのかと言われた時に、いわゆる集落全部公有地にしてどうこうという話になれば、とてつもない話になってしまうので、五味委員がおっしゃったように、短期の中で、この位を目標にして書くのがやわらかいかなと思います。

私の経験からすると、この計画を作っても、最終的に市の総合計画といったものに全部影響を受けてしまい、この計画は不要だと。ではそれに乗っかるんですかという話の中で、ダメ出しを食らう場合もあるし、理事者まで当然行く訳ですけど、そういった部分に現実的な数字をある程度書き込むならば、そこまで練っておかないといけません。

宮瀧委員がおっしゃっています「下寺尾は進んでいるのかどうなのか」ということについて言えば、川崎と茅ヶ崎を比べるのは必要なことですが、多分同じ土俵に乗らないと思います。それぞれの市の状況があるので、予算等を単純に比較するのはいかがかと思います。ただ、予算がないというのはよくないと思うので、なぜ、それを救えなかったのかという、宮瀧委員のおっしゃる危機感をもっとはっきり出すべきだと思います。例えば、来年だって今年だって下寺尾の古代の方で進めれば、やっていることは分かります。宮瀧委員がおっしゃっているのは「古代の方が進んでいない」ということではありませんか。

○（宮瀧委員）

我々レベルならそういうことはよく分かりますが、私は一貫して「市民の皆さんの目にどのように映っているのかを意識しながら我々は仕事をしている」ことを言いに来ました

○（オブザーバー）

そのとおりだと思います。だとすると、古代を考えると北陵高校は関係なく、下寺尾は進められている、そういう風に見える古代の計画があります。

それに対して「進んでいない」というのは、予算がついていないとか、色々な理由があると思います。予算上、運営上の理由があるとか、川崎と茅ヶ崎とでは財政規模が違うといったことは理由にはできないと思いますが、計画を出したのであればやるべきだと思います。川崎があれば茅ヶ崎もやるというのは一つの言い方で、私は非常によいと思うのですが、現実に従事している職員は一生懸命やっていますが壁があるということも、私はお伝えしたいです。

ハードはやってないけどソフトは結構やっている。ですから、先ほどの現状のところ等は、ソフトをきっちりやっているというところを、もっと謳っておいた方がよいと思います。猶予をいただけるなら、「古代だけではなく弥生もあるから、倍の時間かかります」と考えれば、もっと時間がかかっても仕方がないと思います。

○（宮瀧委員）

それならそういう数字を出せばよいのですが、そういう数字がありません。「一体ゴールはいつなのか」は、市民の方は誰も見えていないにも関わらず協力している訳ですよ。この西方についても同じことをやってしまったら、話にならないと思います。

○（オブザーバー）

市民集会で恐らく理事者たちが話した時に答える材料があるから大丈夫だと思います。それで答えているかどうかは分かりませんが、少なくともこの計画はもう成り立って実施しているのだから、遅れているなら遅れていると言えればいい訳で、その説明がないのかなと思います。ここを議論しても仕方がないのですが、実施期間に関して、より具体的に、相当計算して、「何年位かかるかもしれない」と入れないといけません。

○（宮瀧委員）

第12章にその記述があるので、ここをどうするのか。そういう視点で考えていただかないと、西方だけ独立したという見方はしてくれないと思います。

○（箱崎委員）

具体的な期間を入れるのではなく、例えば「ステップ1」「ステップ2」とかにして、「この段階の時にはこれをします」、これが短期に該当するのことはと思いますが、こういう書き方はいかがでしょうか。あまりにも影響が大きく、我々が幾ら努力してもできない。といっても、この計画は我々がやっていくものなので、我々ができる範囲で何をしていくのかという書き方にしていくのがよいと思います。

○（事務局）

宮瀧委員がおっしゃったように、計画という以上は、具体性、具体的な年次を入れた方がよいと思います。官衙遺跡群の方では実際に入っています。

箱崎委員がおっしゃったように、「外部的な要因もある中で、こういう段階の時は、ここをこういうふうにする」という整理も確かにありだとも思います。

どういうふうにするのか、私の中で答えは見つかっていませんが、おっしゃった「短期なら短期の目標」ではありませんが、そのようなものを「段階」と言い換えることもできるかと思えます。

皆様からいただいた御意見を元に、そのようなものを提示しながら、具体的に年次をどう入れるかについては、案を作り確認していただきたいと思います。

○（宮瀧委員）

これは、事務局の問題ではなくて、教育委員会の方針とか、市長部局の方針、課長さんや部長さん、教育長さんとかの案件だと思います。

○（五味委員）

こちらで、きちっとある程度やって、動かせてもらうっていう方向でやらないと、向こうがどうかということを考えていたらダメですね。

○（近藤会長）

ということで、総力を挙げて、よろしくお願いします。

課題はたくさんあって、それぞれが議論し尽くさなければいけません、走りながら考えざるを得ないと思います。次により展望が開けますように。

今日、議論した案件は、この後、外へ出ていかなくちやいけないので、色々な問題がありつつも進めながら、次回に回します。

報告案件に移りたいと思います。

【議題2 報告案件 (1) 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡確認調査について】

○（事務局）

今年度実施している確認調査につきまして御報告します。資料2を御覧ください。

県の教育委員会から、史跡としての土がきちんと残存しているか確認するように指導されましたので、表土のみ掘削し、古代と弥生時代の土が残存しているかどうかを調査したのが第15次調査です。

その次に実施したのが、8月末に皆様に現地を見ていただきました北陵高校の中で実施した16次確認調査です。

17次調査と18次調査は、西方遺跡の包蔵地の一番東側で実施しました。史跡としては現在保存を目指す範囲にあたりませんが、近年小規模な発掘調査を実施したところ、官衙に関連する可能性のある遺跡内容や、正倉の可能性のある版築遺構なども見つかっており、東側も史跡としての価値を有するかどうかという部分もあり、確認調査を実施しました。

15次調査は表土下に近世以前の土が残存することを確認したことから、今年度追加指定手続きを実施しました。

16次調査は現地指導をいただき、追加掘立柱建物址の柱穴の位置を明確にするために一部掘り下げました。

17次調査は古墳時代後期の竪穴建物址を確認し、18次調査は縄文時代の竪穴建物址を確認しました。

○（近藤会長）

特に史跡に関わる遺跡ではないということですか。

○（事務局）

この17次調査、18次調査に関しては、現状では史跡として追加指定や公有地化する理由は足りないのではないかと考えています。

○（田尾委員）

竪穴建物の時期だけ確認してください。7世紀のいつ頃になるのか、官衙の時期と被らないか確認してください。

○（事務局）

7世紀後半の官衙成立直前よりやや古い段階と考えております。

○（宮瀧委員）

16次の掘立は柱穴が綺麗に出てよかったですが、あまり上の方のプランがはっきりしないというのは茅ヶ崎とか平塚で見たとありません。抜き取りの時に大きく破壊されていたということですか。

○（事務局）

現状、そのように捉えています。抜き取った後に全く別種の土を入れ込んだもので、何ヶ所か半裁した柱穴の状況からすると、そうではないかと思っています。

○（宮瀧委員）

プランについて、難しかったけど今回確認できてよかったですね。そうすると、大規模な建物が何になるのでしょうか。

○（事務局）

墨書土器の厨が建物址のすぐ近くから出土しているため、厨の可能性がります。

○（五味委員）

7世紀のいつ頃でしょうか。

○（事務局）

9世紀だと思います。実際に活用された時期はもう少し古いと思います。

○（田尾委員）

柱穴と上の整地層の関係が、どういうものかによると思います。箱崎委員がおっしゃったように、もしかしたら板塀と一緒に抜いたのではないかと、そういう非常に派手に抜かれた整地層の土がそういう状況で柱穴の中に埋土として入り込んでいたとして、その整地層が掘立柱建物が立っていた時のものであれば、その中に入っている土器は正に掘立柱を立てた前後のものになる可能性もあるので、その辺りの検討が必要かと思いました。

○（宮瀧委員）

9世紀だと、カチツとしたコの字型の政庁とか、そういうものではなく郡内何ヶ所かにある単なるその徴税のための施設というか、いわゆるカチツとした郡家でないようなものが何ヶ所にあるような段階での、そういう公的な場なのではないでしょうか。

○（田尾委員）

それにしても大きいですよね。

○（宮瀧委員）

むしろ宴の場のようなイメージもありますが、性格を見極めないといけませんね。今、遺物を洗っていると伺いましたが、柱穴に入っていた遺物から何か分かることはありませんか。

○（事務局）

何ヶ所か半裁した柱穴の状況からすると、すべての柱穴に対して5センチずつ、または土が変わるたびに止めようと思って慎重に下げ掘り下げていきましたが、柱のアタリが出る位まで掘らないと柱根の状況は平面的には確認できませんでした。基本的には、ほとんどの土器は廃絶時に入ったものと捉えています。

ただ、北側のところを掘っていた時に整地層を下げたところ、同じ柱であろうというところから、土の違いが3段階位出ました。そこに関しては抜き取りの部分と、建築時の土の違いが出たの

ではないかと捉えています。土器が多く出土している訳ではありませんが、その時期差が確認できれば、可能性として建築時の土器と埋めた時の土の差が出るのではないかと考えています。

○（宮瀧委員）

9世紀だと、灰釉陶器とかありますか。

○（事務局）

ここからは灰釉陶器が一つ出ましたが、土師器の皿が多く出土しています。

○（近藤会長）

このことは何らかの形で成果を公開しますか。

○（事務局）

遺跡調査発表会で速報させていただきました。それと今、博物館も展示を実施しています。こちらもこの後見ていただければと思っています。

○（宮瀧委員）

この建物の性格は重要ですね。9世紀でこれだけ大きい建物が出てきたことは、この時期に官衙遺跡がどのように使われたかを知る上で重要だと思います。

○（事務局）

今後の確認調査の進め方で悩んでいるところがあり、御意見をいただきたいです。

現状の史跡としての指定範囲の東側で、古代の版築遺構等が何ヶ所か確認しているのと、令和2年の北陵高校南東の交差点の近くで実施した確認調査時に、大きな区画溝の出入口部に当たるであろう溝が途切れている部分を確認しています。東側に正倉城が更に広がっているのではないかと、またC地区の個人住宅新築に伴い実施した確認調査の際に、現状の地形に沿って規模の大きい溝状遺構、区画遺構と思われる溝から、官衙期でもおかしくない遺物を確認していたので、現状保護を要する範囲であるB地区が更に東側に広がるのではないかとこのことを危惧しています。

幸い市街化調整区域ですので、すぐに開発行為が行われるということは少ないと思いますが、このような中で、東側に官衙遺跡が広がるのではないかと、弥生期の環濠集落自体はここで同じように東側が途切れていますが生産域や墓域等が東側に広がるのではないかと考えられますので、確認調査をして、保護を要する範囲を明確に調べておいた方がよいのではないかとこの心配もあります。

周辺の地権者さんとお話させていただいたところ、御高齢で耕作を今やっていない畑があるということをお話いただきました。もし、地権者さんとうまくコンタクトが取れて問題ないようであれば、こういうところの保護を要する範囲、地区区分に関わってくるところで調査を入れていくべきではないかと悩んでいるところです。

あとは、北陵高校の中の確認調査を近年続けてきましたが、ここは現状使っていないので調査を進めていただいても構わないと言われていたのですが、松杭の中としては、指定後直後に第一次確認調査を実施した時に2つの調査区を設け、正殿の西側を確認するというのと、そのすぐ西側をもう1ヶ所調査坑空けていたのですが、当時現地指導いただいた際に、片方に集中した方がよいのではないかとこのことで、近世面まで調査して止めていた調査区が1ヶ所残っています。

来年度予算は確定していませんが、確認調査実施していく中で、この2ヶ所のどちらかを優先的に進めていった方がよいのではないかと事務局で考えています。それ以外の指定地のところで「すぐ急ぎ確認した方がよいエリアがあるのではないかと」「どちらの方を優先する方がよい」等、御意見いただけましたら、来年度の計画を立てる際の参考にさせていただきたいと思っています。

○（田尾委員）

東側の方が範囲の問題に関わってくるので重要だと思いますが、かなり削られていると何も見つからない可能性もあるので、非常に悩ましいところです。

○（事務局）

周辺で何か土取りをされているところが何ヶ所かありましたが、今回お話しした地権者さんに「この土を掘られていましたけど、どうですか」と伺ったら、「地権者さんが違うので、こちらの方は土を売った記憶があるけど、そちらの方は入れ替えていなかったと思う」とお話を伺っています。

もし、進めていった方がよいという御意見がいただけるようでしたら、事前に一度、今年度中等に「土が残っているかどうか確認するためのテストピットだけを入れさせていただけないか」と、地権者さんにアプローチしたいと思っています。

○（田尾委員）

面積はどの位を予定していますか。

○（事務局）

最大でも300平方メートル位の調査ができるように予算要求しています。

○（田尾委員）

確かめられて、今年度中にテストピットを開けられるのであれば、やってみたらよいと思います。

○（近藤会長）

余力があるか、ないかですよね。広げる前提で来年度の事業を組むかどうかというのは、教育委員会の中の問題ですよね。予算も含めて進められるのであれば進めた方がよいかもしれません。そう思いどおりにいくかどうか分かりません。周到に計画をして、きちんと整理できるという前提で、そういうふうにしかりようがありません。

○（宮瀧委員）

先程の話に戻りますが、A地区の復元整備、活用に関わるのであれば、どんどんやらなければならないし、それと直接結びつかないなら、あまり深追いしてもしょうがない。結局そういうことになると思います。

○（五味委員）

事務局の考えはいかがですか。

○（事務局）

どちらも選び難いです。

○（五味委員）

先程の話だと、今年度できるのであればテストピットを入れて様子を見て、来年度どうするかを考えればよいと思います。それで危なそうであれば、この前の続きみたいな形で持っていくというのは普通だと思います。

○（事務局）

東側のところに関しては、私一人で地権者さんに勝手にアプローチする訳にもいかないと、委員の皆様の御意見をいただかないと思いました。

○（伊勢田社会教育課長）

いただいた御意見にもありましたように、今後の展望も含めた中で、また、地権者さんとの関係などを含めて検討します。

【議題2 報告案件 (2) 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡追加指定について】

○（事務局）

現在追加指定を進めており、今年の夏に意見具申を提出し、文化庁から10月20日に答申が来ました。

現在、指定手続きを進めていますので、今年度の2、3月頃に官報が告示されると考えています。なお、本件は予算がとれ次第、土地の購入を進めていきたいと考えています。

○（近藤会長）

これは承っておけばよいですね。

【議題2 報告案件 (3) 史跡下寺尾官衙遺跡群に係る活用事業について】

○（事務局）

年度内にもう一度会議を開催する予定ですので、これまでに実施した事業については、その際にまとめて御報告します。

現在実施している事業と、今後実施予定のものに関してですが、「令和5年度神奈川の遺跡展 華ひらく律令の世界」、神奈川県教育委員会主催、茅ヶ崎市共催事業で、現在博物館の企画展示室で実施しています。お手元のチラシを御覧ください。

また、展示会とリンクするような形で、地元市民の方々が中心となって「下寺尾遺跡まつり」が10月に実施されました。

その際に、市教育委員会の展示解説「下寺尾遺跡物語」という、パネルと実物展示の文化財企画展を、博物館の市民交流スペースで実施しました。これまで下寺尾で行った調査の歴史、活用、今年度の確認調査の成果を発表する場としての展示を、現在実施していますので、御案内します。

○（近藤会長）

これで、用意されたすべての議題は終わりましたね。

その他について、お願いします。

○（事務局）

下寺尾で活用事業についてお話ししましたが、確認調査の際に現地説明会を実施しました。台風直前で、その日の午前まで雨が降っており足元も悪い状況でしたが、午前、午後合わせて90名弱の市民の皆様にお越しいただきました。

下寺尾とは関係がないのですが、市の事業の、新国道に伴う居村B遺跡席の現地説明会を11月11日に実施しており、241名の方に御参加いただきました。スライドで現地の写真を出しています。

それから、民間の調査会社が実施している浜之郷の本社B遺跡で、円墳らしいものが見つかったということで、急遽、調整して現地説明会を実施しました。写真で見ていただいているのが円墳の周溝と思われます。自然堤防上にあり、人の大きさを基準にすると、この大きさになります。当日は261名の方に御参加いただきました。地元に住んでいる方を中心に御覧いただけたので非常によかったですと思っています。

○（近藤会長）

タウンニュースに取り上げられましたか。

○（事務局）

居村も含めて、タウンニュース1面にらせていただいたことで、多くの方にお越しいただけたと思います。

○（宮瀧委員）

時期はいつ頃ですか。

○（事務局）

土器がわずかにしか出ていませんが、今、出ているものだと古墳前期かと思います。

○（宮瀧委員）

古い。すごいですね。鶴嶺中学校の屋上から雨の日にグラウンドを観察するなどすれば、古墳が見つかるかもしれません。

○（近藤会長）

関心度が高いですね。厚木市で前方後円墳の調査のときには見学者は1,500人を超えて集まりました。

○（事務局）

周知期間がほとんど取れませんでした。前日にタウンニュースに掲載され、チラシは地域住民の方にはしか配れない位のタイミングでしたが、当日は非常に多くの方にお越しいただきました。

○（近藤会長）

市民の皆さんの関心がすごく高い。それは応援団ですから。宮瀧委員がおっしゃるように、そこへの理解が「なぜ前方後円墳を掘っちゃうの」ということを含め、「市民の皆さん、応援団が来た」と考えると、すごい人数ですよ。こういう応援団がいるうちに、計画を進めたらよいと思います。

○（宮瀧委員）

私も60過ぎて、柳島小学校とか西浜中学校とか北陵高校の同窓会とかありますが、皆さんから「下寺尾官衙遺跡群で何かやるならクラウドファンディングやりますよ」「定年だから手伝うことができますよ」と言ってくれる訳ですよ。そういう話を地元でたくさん聞く訳ですよ。皆さんがそう言ってくれているときに、こういう関心が高いときに何か動かないと。見放されたらおしまいですから。

○（近藤会長）

しっかり頑張ってください。私がお預かりしている案件は以上です。

○（宮瀧委員）

次回の日程を確認させてください。

○（伊勢田社会教育課長）

部会は2月23日、本会は1月27日、3月26日を予定しています。調整が遅くなり大変失礼いたしました。

○（伊勢田社会教育課長）

皆様ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第3回下寺尾遺跡群等保存・活用部会を終了いたします。